

国立大学法人鹿児島大学建設工事等入札監視委員会要項

平成27年4月1日
契約担当役裁定

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人鹿児島大学工事等契約事務取扱要項第27条に基づき設置する国立大学法人鹿児島大学建設工事等入札監視委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 委員会は、学長の委嘱に基づき、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本法人が発注した建設工事及び設計・コンサルティング業務に関し、入札・契約手続の運用状況等についての報告を受けること。
- (2) 本法人が発注した建設工事及び設計・コンサルティング業務のうち委員会が抽出したのものに関し、一般競争参加資格の設定の理由及び経緯並びに指名競争入札に係る指名の理由及び経緯等についての審議を行い、意見の具申又は勧告を行うこと。
- (3) 次に掲げる事項に係る再苦情処理について審議を行い、報告を行うこと。
 - ア 入札・契約手続（政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものに係るものを除く。）
 - イ 指名停止又は警告若しくは注意の喚起
- (4) その他学長が審議を必要と認めたもの。

2 本学と入札監視委員会に関する協定を締結した大学（以下「協定大学」という。）から、前項の業務について依頼があった場合についても、同様に行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員3人以上により組織する。

- 2 委員は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の業務を適切に行うことができる本法人以外の学識経験等を有する者のうちから、学長が委嘱する。
- 3 委員の氏名及び職業は、公表する。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議の開催)

第6条 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

- 2 第2条第1号及び第2号の業務に係る会議（以下「定例会議」という。）は、原則として年に1回以上開催する。
- 3 第2条第3号の事務に係る会議（以下「再苦情処理会議」という。）は、再苦情処理の必要に応じ開催する。
- 4 前2項に規定する会議は、非公開とし、議事の概要は公表する。

(抽出の委任)

第7条 委員会は、第2条第2号の抽出に関する業務を、あらかじめ指名した委員に委任することができる。

- 2 前項の委任を受けた委員は、抽出結果を速やかに定例会議に報告しなければならない。

(意見の具申又は勧告)

第8条 委員会は、第2条第1号又は第2号の事務に関し、報告の内容又は審議した対象工事等に係る理由及び経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、必要な範囲で、学長(協定大学については、当該大学の学長をいう。以下同じ。)に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。

- 2 委員会は、前項の意見の具申又は勧告を行った場合には、これを公表する。

(再苦情処理)

第9条 委員会は、第2条第3号の事務に関し、再苦情の申し立てがあったときは、却下すべき場合を除き、再苦情処理会議を開催し、審議を行う。

- 2 委員会は、前項の審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を学長に報告するとともに、公表する。
- 3 前項の報告は、再苦情の申し立てがあった日から概ね50日以内に行わなければならない。

(議事の参加の制限)

第10条 委員は、第2条第2号又は第3号の業務に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

- 2 第2条第2号又は第3号の事務に関し、委員が、議事の対象となる発注機関の役職員である場合、当該委員は議事に加わることができない。

(守秘義務)

第11条 委員は、任期中及び任期満了後において、委員会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(費用)

第12条 委員会の運営に要する費用は、協定大学においても負担するものとする。

(事務)

第13条 委員会の事務は、施設部企画課において処理する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から実施する。